

一宮歩こう会 規約

(名称等)

- 第1条 本会の名称は、一宮歩こう会(英文表記・Ichinomiya Walking Club)とする。
- 2.本会は、愛知県ウォーキング協会(AWA)を通じ、日本ウォーキング協会(JWA)に加入する。
 - 3.本会は、日本市民スポーツ連盟に加盟する。

(事務所)

- 第2条 本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。
- 会長の指定する場所：〒491-0831 一宮市森本2丁目5-20

(目的)

- 第3条 本会は、歩くことにより、健康づくり、体力づくりを計るとともに、自然や歴史、風土に親しみ、学び、また、多くの人々との出逢い・触れ合いを通じて、すこやかなウォーキングライフの創造を目指すことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) ウォーキングの実践・普及育成に関する事業。
 - (2) 自然保護および健康増進の普及啓発に関する事業。
 - (3) 歩く環境整備および利用促進に関する地方公共団体への協力。
 - (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

- 第5条 本会は、本会の目的に賛同し、その事業に協力する者によって組織する。
- 2.会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
 - 3.入会しようとする者は、会費を添えて入会申込書を提出する。
 - 4.会員が退会しようとするときは、退会届を提出する。
 - 5.退会した会員がすでに納めた会費その他拠出金品は返還しない。
 - 6.本会に、名誉会員、賛助会員を置くことができる。

(役員)

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 会計 2名 監査 2名
幹事長 若干名 副幹事長 若干名 常任幹事 若干名 幹事 若干名

(任期)

- 第7条 役員は、総会により選出し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 補欠による役員の場合は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、会を代表し、会の業務を総理する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序

に従い、その職務を代行する。

3. 幹事長は、業務を分割して企画し、執行を指揮する。
4. 幹事長は、業務を分割して幹事長の業務を補佐する。
5. 常任幹事は、業務を分割して担当し、会の常務を処理する。
6. 幹事は、業務を分割して執行する。
7. 会計は、会の経理を担当する。
8. 監査は、会の経理(本会計・特別会計共)を監査する。

(総会)

第9条 本会は、年1回の定例総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

2. 総会は、会長が招集し、その議長となる。
3. 総会は、会員の過半数(委任状を含む)が出席しなければならない。
4. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任幹事会および部会)

第10条 本会は、常務執行のため常任幹事会および部会を随時開催する。

2. 常任幹事会は、会長・副会長・幹事長・常任幹事をもって構成し、会長が招集して、その議長となる。
3. 幹事長・常任幹事は、その担当業務につき、必要な幹事・運営委員等を招集し、部会を開催する。

(幹事会)

第11条 本会は、業務を執行するため幹事会を随時開催する。

2. 幹事会は、会長・副会長・幹事長・常任幹事・幹事・会計・監査をもって組織し、会長が召集してその議長となる。
3. 拡大幹事会には、上記のほか運営委員及び関係者が出席するものとする。

(経理)

第12条 本会の経理は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- (1)入会金 (2)年会費 (3)傷害保険料 (4)事業収入 (5)寄付金 (6)その他の収入

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項については内規による。

(付則) この規約は、平成11年5月22日から適用する。

平成12年3月25日一部改正	平成13年3月17日一部改正
平成14年3月16日一部改正	平成15年3月15日一部改正
平成16年3月27日一部改正	平成17年3月26日一部改正
平成18年3月25日一部改正	平成21年3月28日一部改正

正本に相違ないことを証します

一宮歩こう会 内規

1. 入会金・会費

会員種別	入会金	年会費	JWA保険料	半年会費
正会員	1000円	2000円	500円	1000円
ファミリー会員	免除	1000円	500円	500円
中学生以下F会員	免除	500円	500円	300円

- ① 入会金は入会時期を問わず1,000円とする。
- ② 1家族2人目以降はファミリー会員とし、入会金を免除し、年会費を1,000円、中学生以下500円とする。ただし、例会などの通知はしない。(総会等の議決権は正会員と同様とする)
- ③ 10月以降の中途入会者は、半年会費を支払うものとする。
- ④ JWA保険料として500円を徴収する。JWAおよび傘下の協会に加入しすでにJWA保険に加入している人は加入しなくてもよい。
- ⑤ 例会の臨時参加者(ビジターという)の会費は、他協会会員300円(中学生以下100円)、一般500円(中学生以下200円)とする。
- ⑥ ビジター参加者に対する保険は、JWA保険の年間契約で対応する。保険料は会で負担する。
- ⑦ 会の主催する例会等における事故等による治療は、上記2つの保険で対応する以外、会は賠償責任を負わない。

2 役員・例会等

- ① 副会長は、会の業務を分割し、会長を補佐する。
 - イ) 常任幹事会、幹事会、総会等を召集し、その議長となる
 - ロ) 大会、地域事業を担当する。
 - ハ) 例会、総務、交流事業を担当する。
- ② 常任幹事は、会の企画を審議し運営を分割して担当する。常任幹事の担当業務は下記のとおりとする。
 - 「大会」…淡墨桜W、七夕W等、
 - 「きまま」…きままW、
 - 「例会」…例会、バスW、イヤラウンド等
 - 「地域」…知らない町内W、あしながPW、西成探検隊等
 - 「総務」…会計、会員、保険、AWA、JWA関係、広報等等
- ④ 必要に応じて、担当常任幹事が召集する部会を開催する。部会には、会長・副会長・担当幹事のほか、担当常任幹事の要請する幹事・運営委員が出席する。
- ⑤ 会の業務を報告し、執行の中心となる幹事会は、毎月第2火曜日午後7時より開催する。

案内は出さない。

- ⑥ 幹事ほどは手伝えないが、時間の都合がつけば、会の運営を手伝ってくださる人を運営委員とする。常任幹事会の推薦とする。運営委員は、必要に応じて拡大幹事会に出席するものとする。
- ⑦ 下記のように例会等を開催する
 - (ア) 例会は、4,5,6,8,9,10,11,1,2月の第4土曜日に開催する。内、バスウオークを1～2回行う。例会は、愛知県ウオークシリーズとし、要望に応じて参加印を押印する。
 - (イ) 3月に「総会ウオーク」、12月に「忘年会ウオーク」を開催する。この両ウオークについては、原則として会員のみ出席とする。
 - (ウ) 原則として、毎月第3日曜日に、【きままウオーク】を開催する。
 - (エ) 7月に、「七夕ウオーク」を主催する。
 - (オ) 「集まれ！西成探検隊」に協賛・協力する
 - (カ) 「あしながPウオーク」に協賛・協力する。
 - (キ) 「マルゲン靴店」(一宮市本町4)を基地とする、イヤールウンドコースを設営する。

⑧ 支援活動

会は、下記の支援活動を行う。

- (ア) 一宮タワーパークマラソン・名岐駅伝・犬山ハーフマラソン
- (イ) 読売みずウオーク
- (ウ) 市の主催するウオーキング大会。
- (エ) その他、幹事会で定めるもの。

⑨ その他

- (ア) 七夕ウオークは特別会計とする。
- (イ) 備品購入は、常任幹事会での事前承認を要する。
- (ウ) 例会下見Wの交通費実費弁済は、会長・副会長・例会担当幹事および例会幹事の指名するものとする。
- (エ) 会計年度は、4月～3月であるが、総会にかかわる費用は、新年度に経理し、3月幹事会をもって帳簿閉鎖する。
- (オ) 例会出席良好なものは総会において、表彰状・賞品をもって賞する。判定は暦年制とし1月～12月の11回(忘年会W・総会Wを含む)のうち、全出席を「皆勤完歩賞」、9回以上を「精勤完歩賞」とする。
- (カ) 一宮歩こう会の事務所は、一宮市森本2-5-20(榊シティ・ワン内に置く。

平成16年3月9日改訂

平成17年3月9日改訂 平成18年3月25日改訂